

馬ロタウイルス感染症（アジュバント加）不活化ワクチン

平成23年12月8日(告示第2336号)一部改正

動生剤基準の馬ロタウイルス感染症（アジュバント加）不活化ワクチンの3.5.3、3.5.7及び3.5.8に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。

また、中間製品について同基準の馬ロタウイルス感染症（アジュバント加）不活化ワクチンの3.3.2の規定を準用して試験を行うものとする。

